

(甲)

左記

- 一、勤続満六ヶ月以上満一ヶ年以内者日給二十日分
- 一、満一ヶ年ヲ起ス期間満一ヶ月毎日給一日分増額
- 一、満三ヶ年ヲ起ス期間満一ヶ月毎日給一日半分増額
- 一、満五ヶ年ヲ起ス期間満一ヶ月毎日給二日分増額
- 一、即告身者トシテ日給十四日分加算
- 一、飯田旅費トシテ帯名ハ全参考内  
独立者ハ全支給日

以上

内務省

内務省